

県議会 9 月定例会一般質問から

-2008.11.13-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

農業政策について

WTO農業交渉は、日本が関税を高く設定出来る重要品目数は、現在 1,332 品目でこのうち米・小麦・乳製品など 169 品目 10%以上は重要品目として守らなければならない強い決意で臨んだ農業交渉は、重要品目数最大 6%に削減するよう求められ、しかも 700%を超える関税率をかけて輸入米に規制を加える代わりに、77 万トンのミニマムアクセス米を輸入している現状から、一律上限関税を設定するよう要求され、これが合意されると日本の米や乳製品など農産物はすべて国産より安くなり、日本の食料自給率や食料安保の面から極めて厳しいものになるところでありましたが、中国とインドがアメリカの農業補助金を大幅に減らすべきだ、農産品以外の関税削減は消極的だと指摘し、結果的にWTO農業交渉は合意出来ずに終わりました。

中国とインドのおかげで日本は助かったのかも知れませんが、世界農業事情は日本に大幅な関税引き下げを要求し、農産物の自由化を迫ってきています。しかし、何としても自国の食料は守り、自給率の向上に努めなければなりません。

そこで、WTO農業交渉から何を教訓として感じ力強い長野県農業を構築するため、どのような施策を講じなければならないと感じたのか

米の生産調整について

米の価格維持のため、作付けを減らし生産量を調整する政策として生産者団体・行政が一体と

なって進めています。長野県は 242ha 作付け超過で減反未達成との発表が県水田農業推進会議から発表されました。

また、本年の作況は平年作以上と予想され、限度数量として配分されているため、ただ単に面積が多だけでなく、そこに平年作以上の場合は上乘せが生ずるわけです。

農水省は、2008 年産米の生産調整目標を達成していない県に対し、公平性確保措置ペナルティの実施に向け通知を出しました。

水田農業に関連する補助事業の採択の際には、生産調整目標を達成している地域からの要請を優先的に配慮し、生産調整の達成・未達成の状況は、原則、都道府県、市町村に適用するとしています。

適用される事業の主なものは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金・補助灌漑排水事業・地域水田農業支援排水対策特別事業など、19 事業が対象となっています。

また、事業の優先採択や予算配分を適切に行うため省内に「生産調整公平性確保措置検討委員会」を設置することとしています。

ペナルティは県と市町村と二重に適用すると農水省は言っています。

本年度の具体的に目標数量オーバー分はどのように対応されるか、転作にカウントされる新規需要米と言われている飼料、パン・麺など穀物の代用になる米粉・輸出・バイオエタノール用米や稲発酵粗飼料ホールクroppサイレージなどの対応は水田機能を生かした転作であり、未達成水田の有効な利用法と思われるがどのように考えられるか

また、転作米としてカウントされる米粉利用の米は転作奨励緊急一時金や、産地づくり交付金の対象となり、米粉原料米も安く入るため、学校給食用米粉パンや米粉麺として供給している実態は、米粉パンで 22 府県、米粉麺を選定食材として認定し学校給食に供給している県は、埼玉・岩手・宮城など 10 県となっているわけでありますが、長野県として積極的に転作米利用の米粉パンや米粉麺を長野県選定食材として活用すべきと思います。

長野県の米の販売数量が生産調整目標を超えると地域協議会が判断した場合は、事後策とし

て新規需要米の契約をすることも可能となっているため、ペナルティをかされないためにも対応をとるべきと思う。

遊休農地解消と農地確保対策について

県は九月十八日第四次国土利用計画の県計画 2017 年度まで 10 年間の土地利用の指針となる骨子案を発表致しました。

第三次計画は 1992 年から 2005 年までの期間で、農用地は 1 万 9800ha 減少し耕作放棄地は 6790ha 増えて 1 万 7094ha、放棄率は 18% で、全国平均の 10% を大きく上回っている状況です。

都道府県が確保すべき優良農地などを定める農業振興地域整備基本方針の更新が長野県は遅れています。

国は、2005 年に更新し、2015 年に 404 万 ha 確保するとの目標を掲げました。この更新と合わせて更新した都道府県は、北海道・新潟・宮崎など 6 都道府県のみとなっています。

農業振興地域制度は、都道府県が基本方針に基づき農業振興地域を指定し、市町村が農用地区域を定めることとなっているもので、国の指針に基づいて基本方針が更新されないと、どれだけの優良農地をどう確保すべきか、国の考えが都道府県、市町村と共有出来ないわけです。

そこで、第四次国土利用計画のなかで、農用地は第三次計画の減少面積 1 万 9881ha の 3 分の 1 に抑えるとしていますが、遊休農地の解消計画と合わせて長野県が必要とする農地面積はどの位確保しなければならないか。

現在、市町村と農業委員会が耕作放棄地全体調査を一筆毎に現地へ出向いて調査をしています。

この調査のスケジュールには、9 月末までに一筆調査を終了し、10 月・11 月に農業委員会が農地・非農用地を決定し、耕作可能地は緑・基盤整備などを必要とするが、農業用地として利用すべきは黄・森林原野化し復元が不可能な農地は赤、など色分けし地図に落とし込み、市町村は 12 月から翌年 3 月までに「解消計画」を策定し、平成 21 年度から着実に実施するという計画で進め

られています。

9月末までに終了出来ない市は6市など、間に合わない町村も数多く出ている現状です。

一筆毎に現地調査をすることは、適切な解消計画に結びつきます。

現状を把握しているのは、農業委員ですが、農業委員定数は農業者数、農地面積の基準によって決められているため、定員数も減少傾向で集落に一人もいない地域も多くなっています。

農地流動化推進員・農業委員補助員制度において土地利用の情報や調査活動に協力体制をとっているのは、5つの市町村だけです。

この制度を県内全市町村におき、農業振興や土地利用政策に協力してもらう体制づくりについてどのように指導されるのか

今回の耕作放棄地全体調査は、市町村で一筆毎に解消計画を立て県へ提出することとなっています。

農水省は、来年度以降着実に解消計画を実施している市町村を補助事業などの採択で優先していく考えを示しています。

市町村の解消計画策定に当たり、県の農業農村振興計画で目標とされている遊休農地解消面積2930haは見直す必要があると思います。

遊休農地解消計画は、何を作付けするか地域の指導力や特産的作物の振興など行政の支援策も必要で、水田は水田として新規需要米の作付けや、麦、大豆、ソバなど土地利用型農業として位置付けるべきです。

一方で、食育や定年退職期を迎えた団塊の世代を対象とした新規就農をしやすいするための規制緩和などの施策も必要です。

また、農地を借りる際の下限面積は行政やJAが市民農園を設置する他は、原則50a以上でなければ農地を借りることは出来ないこととなっていますが、新規就農がしやすくなるよう10a以上とするよう県として規制緩和が出来ないのか。

原油・飼料・肥料の高騰など、生産資材の値上がりは農業経営を圧迫し、再生産に向けての生

産意欲が減退し、経営困難に陥っている農家も数多くあります。

農水省は、経営が困難になった農家の経営再建や継承を都道府県で支援する「農業再生委員会」の普及を支援する全国組織を設置する方針を明らかにし、必要な経費を政府予算に盛り込むこととしています。

現在、今年度中に設置予定を含め全国 8 県で導入され、経営困難に陥った農家や生産法人から相談を受け、再生計画や負債の整理などの支援を行っています。

スタッフは弁護士・公認会計士・税理士などのメンバーで構成されていますが、長野県農業再生委員会の設置についてどのように考えているか

答弁については県議会のホームページをご覧ください。